

諮 問 第 5 8 2 号
環 水 大 水 発 第 2211295 号
令 和 4 年 11 月 29 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 西村 明宏
(公 印 省 略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （１）別紙 1 の農薬に関し、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （２）別紙 2 の農薬に関し、同告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙 1)

酸化亜鉛

2' - [(3, 3-ジメチル-2-オキサゼチジン-1-イル)メチル] -
1, 1, 1-トリフルオロメタンスルホンアニリド (別名ジメスルファゼット)

(別紙2)

3-クロロ-4-(2,6-ジフルオロフェニル)-6-メチル-5-フェニ
ルピリダジン (別名ピリダクロメチル)

3-(4-ブロモフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名メトブロ
ムロン)

(2*RS*)-2-[4-(4-クロロフェノキシ)-2-(トリフルオロメチ
ル)フェニル]-1-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパ
ン-2-オール (別名メフェントリフルコナゾール)

中環審第1248号
令和4年11月29日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和4年11月29日付け諮問第582号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。